

事業譲渡と破産

村上 寛
Hiroshi Murakami

PROFILEはこちら

第1 事業譲渡に伴い破産を選択する場合

1 現在の経済状況

昨今のコロナ禍を原因とする経済の停滞により、急激に経営状況が悪化する中小企業が増加しています。事業再生の手段としては、中小企業再生支援協議会等を利用した任意整理、民事再生手続を利用した再建型法的整理をまず検討しますが、①既存の商取引債務を引き継ぐことを前提とした場合はスポンサー選定が困難である、②スポンサーに対する事業譲渡までの資金繰りが続かない、③公租公課の滞納等の理由により民事再生手続で要求されている清算価値以上の弁済の見込みがない、④債権者において合意可能な再建案を債務者が提示しないといった事情から、再建型の任意整理・法的整理を進めることができないという企業が増加しています。

2 破産手続を利用した事業譲渡

再建型の任意整理・法的整理が困難な企業であっても、スポンサーにおいて事業を継続できるのであれば、事業廃止により取引先、従業員その他のステークホルダーに与える影響を軽減できるという社会的な意義があり、合理的な対価で事業譲渡を受けられるのであれば、スポンサーにも経済的なメリットがあるといえます。

破産手続開始申立前に事業譲渡を実行する場合、債務者が事業譲渡の対価を取得することになりますが、債務者は、これらを破産申立までの運転資金ないし破産申立費用に充当することにより、破産手続による公正・公平な弁済ができるというメリットがあります。

他方、破産手続開始申立後（ないし破産手続開始決定）後に事業譲渡を実行する場合、一般的には、破産により個別の

資産を売却するよりも、「事業」としてスポンサーに譲渡した方が債務者の取得する対価は増加するので、破産手続における配当率を増加させるというメリットが生じます。

なお、特殊な事例としては、患者保護・医療インフラ確保といった社会的・公共的な観点から、再建型の法的整理が不可能な経営状況の医療法人について債権者が破産・保全管理命令を申し立て、破産管財人が医療法人の営業を他の医療法人に譲渡するという事例も散見されます。

以上のメリットを踏まえたうえで、破産手続開始申立の前後に事業譲渡を行う場合の注意点等について説明します。

第2 破産手続開始申立前の事業譲渡

1 事業譲渡の必要性

破産手続開始申立前の事業譲渡は、「破産申立」による事業価値の棄損回避を主な目的として実行されることが多く、事業譲渡の対価については、債務者の運転資金・破産手続費用に使用されるのが通常です。

他方、破産開始決定後に破産管財人から事業譲渡を否認される可能性があるため、事業譲渡の必要性・相当性、金融債権者、破産申立予定の裁判所、スポンサー候補者その他の利害関係人に対する説明その他の調整も十分に検討しておく必要があります。

2 事業譲渡の否認について

(1) 「事業譲渡」該当性

事業譲渡の目的である「事業」は、一定の目的のために組織され、有機的の一体として機能する財産と定義されています。したがって、契約書では資産譲渡その他事業譲渡以外の形式になっても、実質的「事業」譲渡である場合には事業譲渡と

して否認の対象となります。事業譲渡に該当するかの判断はケースバイケースであり、例えば、事業譲渡契約がなく、相手方が「取引先紹介」と主張しているケースで事業譲渡を認めた事例(大阪高裁平成30年12月10日判決)、「従業員移籍+在庫売却」が行われたことを認定したうえで事業譲渡が認められなかった事例(東京高裁令和元年9月19日判決)があります。

(2) 事業譲渡否認の要件

事業譲渡の場合、譲渡の目的となる「事業」に対して対価が支払われるので、詐害行為否認(破産法161条1項)に該当するかが問題となりますが、東京高裁平成25年12月5日判決では、同条項の「その他の破産債権者を害する処分」とは、当該処分により破産者の責任財産が「隠匿、無償の供与」に準じて事実上又は法律上減少するものに限られると判示しています。

なお、事業譲渡について対価が交付されていない場合(上記の大阪高裁平成30年12月10日判決のような事例)では、無償否認(破産法160条3項)が問題となり、支払停止又は破産手続開始申立前6か月以内にした事業譲渡が否認の対象となります。

(3) 価格償還の対象及び算定基準

事業譲渡においては、事業に使用される資産に加えて実行時点における事業に係る取引債務を譲渡対象とすることが通常ですが、取引債務を引き受けた場合であっても、価格償還の範囲は譲渡資産価額がベースになるとされています(大阪高裁平成30年12月10日判決参照。なお、濫用的会社分割に関する会社法759条4項、764条4項では、吸収分割承継会社及び新設分割設立会社が引き受けた債務の有無・金額にかかわらず、承継した財産の価額を限度として吸収分割会社及び新設分割会社の債権者に対して履行の請求ができると定めています。)

なお、価格償還の基準時は否認権行使時とされていますが

(大阪高裁平成30年12月10日判決)、事業譲渡の譲受人の事業遂行により事業価値が増加ないし減少した場合の償還額については事案ごとの判断になると思われます(山本和彦・否認権に関するいくつかの解釈問題-大阪高判30.12.20を手掛りとして-金融法務事情2115号38頁参照)。

3 利害関係人との調整

上記のとおり、破産手続開始申立前に事業譲渡を実行する場合、破産管財人による否認のリスクがあるので、否認の要件に該当しない条件で事業譲渡を実行することは当然ですが、金融債権者に対して全体のスキームについて事前の説明をするなどして利害関係人から十分な理解を得ることが必要です。破産手続開始申立前、裁判所、破産管財人候補者に対する事前相談を行うことができれば、事業譲渡実行及びその後の手続をより円滑にする進めることが可能です。

第3 破産手続開始申立後の事業譲渡

1 民事再生手続における事業譲渡との比較

民事再生手続の場合、破産手続上、東京地裁では、再生計画に基づく弁済率が配当を上回ること(清算価値保障原則)が必要ですが(民事再生法174条2項4号)、破産手続における事業譲渡ではそのような要件は必要ありません。

また、東京地裁では、清算価値保障原則が充足されていることを明らかにするために、原則として、事業譲渡許可申立前までに財産評定を終了し、監督委員の確認を得ていることを求めており(館内比佐氏ほか・民事再生の運用指針294頁)、事業譲渡実行まで2、3か月程度かかるのが通常ですが、破産手続における事業譲渡許可(破産法78条2項3号)はこれよりも早く発令できるメリットがあります。

東京地裁では、破産手続開始申立後破産手続開始決定まで1週間前後であり、事前相談がある場合、申立日に開始決定が発令されることもありますので、破産手続開始決定後比較的早い段階で裁判所の事業譲渡許可を取得することが可

能です。ただし、諸般の事情により、破産手続開始決定から事業譲渡許可ないし実行までに時間がかかる場合、裁判所から事業継続許可（破産法36条）を取得する必要があります。

2 事業譲渡の対価

破産手続開始決定後であっても、必要性・相当性のない事業譲渡は許可されないのは当然ですが、破産手続開始決定により債務者の事業価値は棄損しているため、破産管財人は、複数のスポンサー候補がいるなどの特殊な事情がない限り、事業譲渡の対価は清算価値を基準として協議することが通常です。

なお、語学学校、スポーツクラブといった消費者向けの事業の場合、消費者の年会費その他の前払金の支払により発生した、本来破産債権となる破産手続開始決定後の役務提供履行請求権の取り扱いが問題になりますが、消費者保護の観点から、スポンサーが事業譲渡後に無償又は割引価格での役務提供を約束するといった事例もあります。

3 保全管理命令による資産保全

債務者が事業再生に協力しない場合、債権者が破産申立をすることがありますが、債権者破産申立の場合、債務者審尋期日を指定しなければならず、債権者の債権の存在及び破産手続開始原因について債務者が争う場合、債権者が破産申立から破産手続開始決定まである程度の期間がかかるので、破産手続開始決定までの資産保全のために債権者が保全管理命令を申し立てることがあります。特に、債務者が医療法人又は社会福祉法人である場合、入院患者ないし入所者に対する不利益を最小限にしたいうえで、これらの施設を運営できる法人に譲渡するという公共目的のために、保全管理人による速やかな施設管理が必要となります。

医療法人又は社会福祉法人がこのような施設における事業譲渡を受ける場合、破産手続開始決定後であれば破産管財人、破産手続開始決定前であれば保全管理人（なお、保全管理人は裁判所の許可を得て事業譲渡を実行することができます（破産法78条2項、93条1項）が事業譲渡契約の当事者となります。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】